

議会改革特別委員会

令和2年11月12日

葛城市議会

開 会 午後1時30分

杉本委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより議会改革特別委員会を開会いたします。

谷原委員からは欠席の届けが出ております。

皆さん、改めましてこんにちは。午前中の議会運営委員会に引き続き、議会改革よろしくお願ひいたします。こういう時期なので、敏速に終われるよう、皆さんのご協力よろしくお願ひいたします。

発言される場合は必ず挙手をいただき、指名いたします。マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願ひいたします。

葛城市議会では会議出席者のタブレット端末等情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきお願ひいたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会議の進行に際して密閉空間にならないよう、出入口と窓を開放しておりますので、ご了承お願ひいたします。

なお、発言される際はマスクを着用したままご発言いただきますようお願ひいたします。発言につきましては簡単明瞭にさせていただき、会議時間の短縮にご協力いただくよう、よろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまより調査案件に入ります。

調査案件（1）葛城市議会基本条例の検証等についてを議題といたします。葛城市議会基本条例につきましては、議会の在り方や役割など、議会に関する基本事項を条例化したもので、葛城市議会の最高規範として位置づけられております。平成29年の施行から3年が経過したところでございます。これまでの間におきましても、議会のインターネットライブ中継に加え、リアルタイムで議会中継を視聴できない市民の皆様にもご利用いただけるよう、録画配信サービスの実施、議会議事録の検索システムや、本会議における電子表決システムの導入など、市民の皆様が議員活動をより身近に感じていただけるよう、葛城市議会としても、できることから議会改革に邁進しているところでございます。

なお、葛城市議会基本条例の第19条におきまして、このような議会活動の活性化を継続させるため、毎年1回、条例の目的が達成されているかどうかを検証し、改善が必要であれば、基本条例を改正するなど適切な措置を講じなければならないということが定められております。昨年を検証より1年が経過いたしましたので、本日の委員会におきまして、基本条例の条文について検証を行い、見直しの必要性についてご議論いただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

なお、昨年の役員改選以降に取り組んでまいりました議会改革に関する事項につきましてご紹介させていただきます。まず、会議の冒頭にもご案内いたしましたけども、葛城市議会では、会議における情報通信機器の使用を認めております。今年3月に葛城市議会の会議における情報通信機器の使用基準を制定し、議会の会議における議案の審査、所管事務の調査等の充実を図るため、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めることといたしました。

次に、議会基本条例第12条に規定されております議員研修の充実強化でございます。今年度につきまして、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、先進地への視察研修につきましては、現時点では実施できておりませんが、広く各分野の専門家等を講師として市役所へお招きして、議員研修会を開催いたしました。内容につきましては、7月2日には、広域消防の今後について、広域消防組合の職員を講師に研修会を開催いたしました。また、7月9日には、広報アナリストの講師を招いて、議会だよりのリニューアルをテーマに広報研修会を開催しております。7月13日には、奈良県人権擁護委員会会長を講師に招いて、議会人権研修会を開催いたしました。

次に、議会基本条例第5条に規定されております広報機能の充実についてでございます。先ほどご紹介いたしました広報研修会の内容を受け、読みやすい、分かりやすい、伝わりやすいを目指して、現在、議会だより編集委員会におきまして検討を行っており、本年12月号より議会だよりのリニューアルを予定しております。

次に、議会基本条例第17条に規定されております議員報酬についてでございます。本年6月に、新型コロナウイルス感染拡大に伴う市民生活への悪影響と経済活動の停滞による市内業者の経営状況の悪化を踏まえ、市民の生活の不安を少しでも払拭できるような支援策の予算を確保できるよう、葛城市議会議員全員の総意といたしまして、7月1日から9月30日までの3か月間、議員報酬を10分の1減額しております。このほかにも、これまでに開催した委員会や協議会におきまして、議会改革に関する事項について、様々な項目について協議を行っておりますので、本日は、これまでの協議内容を踏まえて、今後の検討項目など皆さんのご意見を伺いたいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、議会改革に関する今後の検討項目について、何かご意見ございましたらお伺いできればと思いますが、何かございませんか。

副委員長。

吉村始副委員長 今、皆さん、手が挙がるまでに、私の方から。先ほど委員長の方からご報告ありましたが、議会だよりを今度リニューアルするということで、現在予定をして、議会だより編集委員会の皆さんのお力添えを得てやっておるんですが、現在は、表面はフルカラーなんですけど、中面については今、2色刷りというふうになっておりますので、やはり情報量ということからも、今はカラーの情報量というのは大きいということで、多少費用の方も考えていかなくてはいかんかなというふうに思いますので、フルカラー化ということを進めていかなくてはいかんかなというふうに、いった方がより親しまれる紙面作りができるのではないかなというふうに考えます。

杉本委員長 ほか、何かございませんか。

増田委員。

増田委員 議会だよりのことなので、議会だよりの中で検討するべきやというふうには思うんですけども、ここが、そもそも議会だよりの改定といいますか、リニューアルをスタートさせた委員会ですので、この場で、委員以外の方もおられるので、ご承知おきいただいたらどうかなと思うんですけども、非常にご苦労していただいて、担当の方がそれぞれ自分の持って

る力を発揮していただいて、新たなイメージアップにつながってるというふうに私も思うんです。ただ、議会だよりの編集委員というのは、特定の技能をお持ちの方だけで編集するというわけには、私いかないと思うんです。どなた様が議会だよりの委員になられても、編集の業務に加わるようなレベルにとどめておくべきかなと。特に、編集し過ぎますと、編集者の主観等が入ったらまずいかなと。従来の議会だよりの編集記事の内容については、編集後記以外については、編集された方の主観というのはほぼ入らない仕組みになってる。そういうふうなことも含めて、高度化するの結構なんですけれども、シンプルな形で進んでいただくことが望ましいかなというふうに思いますので、当初は、形作りの段階では、いろいろと専門知識を活用して形作りをやっていただいているとは思いますが、その辺だけ、編集会議に入って感じたことを皆さん方にお願ひだけしておきたいと思います。

杉本委員長 ほかにございませんか。

川村委員。

川村委員 最初の意見、吉村始編集委員長がご発言いただきましたので、今、増田委員の流れということで、議会だよりのことで少し意見を言わせていただきます。今回リニューアルしようという、その考えの1番になったことというのは、市民に議会だよりをもっと読んでもらおうと、これだったと思います。私はこのことに尽きると思いますので、今回、今度発行するのに本当にいろんな意見がたくさん出まして、ほぼ完成に近づいてきてるわけなんですけども、一番最初なので、なかなか方向性も定まらないということで、試行錯誤の下に、今、増田委員が言われたみたいなことも十分、編集力というのがどれだけあるかというところの能力を問われていくとなると、私も編集委員の1人ですけど、なかなかどきどきするもので、うまく書けるのかなというような、気後れするような部分もあるんですけども、私は、この議会だよりの編集のリニューアルに際して、一番よかったなと思ってる点をまず言います。それは、今回、議会基本条例の中にあります第6条、第5条が広報の機能ということでしたけども、第6条の市民懇談会が、どういう方法でやればいいのかと。これも、今までも、我々、議会改革という形でほかの市町村に研修に行かせていただきましたけれども、なかなかどこも市民懇談会を実現するのは難しい。また、参加も少ないということでありましたけれども、今回の編集は、特に新しいこと、選挙権はあるけれども、20歳になる方たちの成人式の実行委員会ということで、ターゲットを絞っていかれました。誰かありませんかという、なかなかないんですけども、そうやって議会の方から積極的に突入をすれば、またいろんなご意見が聞けるし、若い意見が聞けて、その方たちが表紙になるというようなことで、また、その興味を、自分たちがその中に参加しているという意識の中に、議会というものの理解が深まってくのではないかと。もちろんこれは議会だよりの中でもさんざん議論をしたところでございますけれども、今回、議会基本条例の検証というところでは、市民懇談会を作る入り口になったのではないかと。これを、今回は成人式実行委員会でしたけれども、これからは、例えば区長、この間も私、たまたま何人かの区長と同席して、いろんな会に参加させていただいた折に、区長が、前回の市長選で、いろんな議論というものは、もっと聞いて、我々もそれに臨みたかったなというような意見。というのは、結局、議会というものがどん

なものであったかという内容を本当に深く知り得て、選挙に入られたのかどうかというところも、少し疑問が残るようなご意見もございました。私、それは、議会の報告というものがコンスタントに行われてこなかったのではないかという反省も含めて、今回は、これから以後、市民との、議会からの報告というのは非常に重要なことだというふうに思います。議会だよりを通じて市民懇談会が実現するという事は、非常にこれから進めていきやすいのではないかと。これに非常に期待をして、議会だより編集に当たって、書く技術や能力ではなくて、そのまま皆さんの意見を載せられるような、そして興味を引いて、何が問題なのか、どんなご意見があるのかということをしかりとこれから聞く。この姿勢こそが、我々の議会の役目ではないかというふうに思います。ですから、今回の議会だよりによって、議会だよりの興味をそそるといふ部分プラス、市民懇談会の実現ができるのではないかということをおおいに期待して、これからこれは進めていただきたいというふうに私は強く思いますので、それはよかったなど。どんどんこういう各種団体との対話をしていきたいというふうに私は思っております。

以上です。

杉本委員長 ほかに何かございませんか。

議会だよりに関しては、編集委員長、今のご意見をまとめていただいて、まだ次あれなんですけども、心がけるようによろしく願いしておきます。

ほか、何かございませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 そしたら、僕から、以前からテーマというか、協議していただきたい点で言うと、今後の議員研修の実施についてです。今年は議員研修、出先に行くというのは不可能やったんですけども、これから次に向けて、どういった形、テーマ、時期とか実施方法とか考えなければならぬと思うんですけども、この辺について皆さんのご意見を伺いたいと思います。

西井委員。

西井委員 確かに議会の、この委員会でも議題となってるし、当初から基本条例を制定するときいろんな意見もあって、ほかの市町村の状況も現場で見たり聞いたりして、それを参考にする事によって、議会自体を、よいものを吸収する機会になるのではないかと。ただ、今年もコロナの影響で、近隣の市町村に聞きに行くというのでも、やはり遠慮した方がええという状況でございましたので、その辺からいったら、別に遠いところというのは、遠ければ遠いほど、またいろんな文化が違うから、それもまた参考になる部分はあるねんけど、まだコロナの状況も考えたら、近いところでもええから、来年にかけて、議会の状況というか、例えば、葛城市はインターネットで、こういう放送設備、また本会議場の設備も変えていったと。そういうふうなことで、ほかの市町村はどういうふうなことをやってるかということを見ながら、また要望しながら検討していくことは、葛城市の中の議員活動ではなく、全体の中で、井の中の蛙大海を知らずというふうな議会になったら困る。現実ではそうではないと。皆さん方頑張っておられるから。しかしながら、その機会が、全員が分かるような議会を作ることも1つええことやないかなと思います。

以上です。

杉本委員長 ほかにございませんか。

副委員長。

吉村始副委員長 今、西井委員のおっしゃったことも、なるほどなと思いながら伺っております、それも受けまして、ほかの事例を知るといふか、私もまだ1期生でございますので、今やっているのが、本当は全てではないかもしれないんですけど、ほかのことを知らないのといふことがあります。研修といふことで、そもそも議会の運営も含めて、あとは市会議員といふものは何なのかといふことも含めて、そういう基本的な部分の研修といひますか、そういった方を、例えば、行政にそういったプロフェッショナルもいらっしゃるといひますので、そういったことを例えば招聘して、こちらの方で聞くと。今までどうしても1つ1つのことについて、意味合いといふものを理解しないままに運営といふことを行って、私なんかは分からないままに来てたといふ部分があったりとかしてて、これにはこういう意味があるんだよといふことも含めて、そういうことが分かるような研修があればいいかなと思ひます。例えば、我々は任期は4年ですので、4年に1回とか、例えば、みんな改選のときに、一度来ていただいてやると。そういうふうなことも非常に意義があるのではないかと思ひるので、もしよかったら検討をお願いしたいと思ひます。

杉本委員長 ほかにございませんか。

増田委員。

増田委員 すごくいいお話やなど聞いてたんですけども、地方自治法を読んでも、逐条解説、条例自体といふのは法律ですので、どないでも解釈できるんですけども、私が興味あるのは解説のところなんです。議員必携を見ても、一番分かりやすく、つまり、こうなんだといふことを説明いただいている部分といふのは、非常に参考になったり、それをよく引用させていただいたりしててなんです。私は、すごいなど。解説される方、こういう方といふのは、それこそ業界のプロであるといふふうに思ひるので、もし招致して、いろいろ研修を受けるのであれば、そういう方の、つまりこうなんだといふお話を聞きたいなといふのが私の希望でございます。

杉本委員長 ほか、何かございませんか。

局長、お願いします。

岩永事務局長 今、ちょうど予算要求の時期に来ております。研修の方に関しても、費用のかかる研修もあると思ひます。ぜひ、先ほど言ったように、4年に一遍で、そういう行政に関する研修で講師を招致したいといふのであれば、予算は確保しなあきませんので、もし、そういう意見がございましたら、言うていただいて、私は理事者側と折衝をさせていただきたいと思ひますので、そこら辺のところをもうちょっと、できましたら、その意思とか分かるようなことを議論していただいたらありがたいなと思ひんですけども。

杉本委員長 意思。

岩永事務局長 意思といふか、予算を組んでくださいといふのやったら。

杉本委員長 松林委員。

松林委員 今、コロナ禍の時期で、感染拡大の兆候も見られますし、こういう時期の研修、いろいろ

考えられるとは思いますが、やはりオンラインを活用した研修、他市の自治体の職員との意見交流とか、そういうのは多少予算もかかるでしょうけれども、オンラインを使って交流するという、そういうやり方も今後は新しい生活様式という、今後そういうような形もどんどん進んでいくのではないかと思います。そういうことも取り入れて、研修という形にするのも1つの方法ではないかと、私はこのように思います。

杉本委員長 ほか、ございませんか。

西川委員。

西川委員 ここに議会の基本条例、今は議会改革ということで、今議題になっているのは研修のことだと思ふやけども、頭の中にあるのは、どこか遠くへ1泊で、今、何か葛城市が取り組まんなような問題があったら、先進地へ行って研修すると。そういうふうなことを念頭に置いてると、今のコロナ禍では、なかなか、受け入れる側も、行く側も、そういうことを思ふんで、基本条例の中で、議会議員の市長に対しての提言であるとかいうふうな意思を決定するとか、そういうふうなことについて、身近なことについてきちっと研修せいかんやろうと。例えば、これは所管があるけれども、県の、例えば水道の一元化と言うてるけれども、市の方の担当者なりの意見を聞いてるだけで、そしたら、県はほんまにどういうふうなことを考えてるのかという、直接そこの研修をするとか。もちろん葛城市の立ち位置というのは、そういう担当者の意見も聞くのもあれやけれども、それを実際進めようとしている人、機関が、どういうふうなことを思ってやっていくのかいうようなことを、全然議員としては聞いてないんで、どこかへ行かないかんというよりも、そういう、市民の方々、議員が、身近なことで疑問に思ってることを1つ研修としてあげていただければ、それも1つの研修ですやろう。

そして、これは、誰もが気にしてはるやろうと思ふけれども、研修の在り方です。研修としてあげていただくのであれば、例えば、社会教育センターが3月で閉じるねんと。どんなことになっていくのかとか、今後どうなっていくのかとかいうふうなことを全然議員として、あれは県施設ですから、県に対して、ほな市長に任しておきますわとか、行政側にしておきますわとかいうのではない。身近に研修せいかん部分があるやろうと思ふんで、そういうふうな方にも行くなり、来てもらうなり、そういうふうな身近なところの研修も検討していただいたら、今の時期であれば、ほかにいろいろあるかもわかりませんが、そういうふうな方に思ふんで、今の研修の話については、どこかへ行かないかんというふうなことばかりではないんじゃないかなというふうに思ふので、そういうふうなことも、議会改革でやるのか、どこでやるのか分かりませんが、研修ということであれば、そういうふうな研修も必要ではないかなというふうに思っております。

杉本委員長 ほか、何かございませんか。

川村委員。

川村委員 今、西川委員おっしゃった関連ということで、確かに、今回こういった基本条例を作って、今現実に我々の議会とどんなふうな関係になっているかとか、どこまでできてるのかとか、そういったことは現実に置き換えて、例えば、議会のたびに反問権の話が出てきたりします

よね。反問権が反論権みたいな形になってるようなスタイルやったと。議員は、何のために基本条例を作ったかと。この辺も明確に、市長にもそうやって、今のは反問権ではありませんと、はっきり議員がそれぞれがきっちり言えるような、それほど現実に反問権というのがどれほど頻繁にされるのかというようなこともありますけども、今まではそんなことを口にもあまりしなかったような状況もあったと思うんですけども、そういった、こんな形で条例を作ったので、現実に置き換えて、我々議員が、どの程度そういったところをきっちり押さえていってるのかということも含めて、研修というのは、本来、ほんまに必要な研修は何かと。さっき言われたみたいに、広域消防の研修があったから、我々も1つ情報も得て、あんな形で議会だよりで報告もできましたし、やはりそういった、広域でやるようなことは、なかなか、市長、行政と1つ間に挟まれたような形になるので、今言われる、現実、今抱えてる問題をまずきっちり研修というか、勉強していくという、身近にやっていくということとは私も大賛成です。

杉本委員長 ほか、何かございませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 そしたら、今、皆さんのご意見、テーマとか、方法とかというのは別としても、予算としては上げて、使う、使わないは別として、講師を活発的に呼んだり、行ったりするのは別として、そういうふうな研修は活発的に行っていくというご意見でよろしいでしょうか。方法はまた後日、テーマも後日というか、今の意見を取りまとめて、何が必要なのか、何を勉強しなくてはならないというのは、また後日協議いただくについて、予算としては上げていただくという形でよろしく願いしておきます。

次にというか、前に1度、お話いろいろ出たんですけども、僕も気になって、政務活動費について、この前いろいろご意見いただいたんですけども、時間が空いたので、また更にお聞きしたいんですけども、葛城市には政務活動費がないんですけども、政務活動費について皆さんのご意見をいただきたいと思っておりますけども、皆さん、何かご意見ございませんか。

増田委員。

増田委員 言うた者が損するようなことが以前にあったんで、あまり言いたくはないけども、基本的に、議員として議員活動の中で必要な経費やということが全国的に認められている対価やと思うんです。それをなかなか、ないものを作るというのは、相当、その理由づけが必要かなというふうには思いますけども、私は、チェック機能も十分つけた中で、政務活動費というのは前向きに検討するべきかなという意見の持ち主です。なる、ならんは別として。自分の意見だけ言うておきます。

杉本委員長 ほか、何かございませんか。

西川委員。

西川委員 政務活動費は、僕も何も反対をしてるわけやなしに、議員が活動する上については必要なことやろうと思うんです、それは。ただ、あまりにも使い方が、テレビ等で象徴的に報道されるのは、何か政務活動とは全然関係のないようなところに使われたりしてる部分を報道されるんで、そこらが、形を変えた議員報酬というか、形を変えたアップというふうな捉え方

をされるんで、いろいろと、そやから、気をつけんとあかんということが1つあるのと、それと、はっきりと境界が、どの部分までは政務活動費として認められて、この部分は認められへんというのが何か曖昧やから、そしたら、はっきりとここまでやというのを、葛城市は葛城市できちっと決めるのやったら決めて、それをやって、俺は、はっきり言うて、政務活動費という、議員活動のあれとしては必要や思うてます。きちっとやるんやったら。そしたら、その部分を、別に、事務局にあまりにも負担をかけんようにしながらでも、後精算というんか、自分は領収書をもうて、ここへ使うて、こういうふうにかこうした。これが政務活動費としては範疇に入って、これはそういうことができるのかというふうなことが、急がずですよ、事務局にしてもいろいろ忙しいんやから、別にすぐにしてもらわんでもええわけやから、使うた人は、そういうふうに出しておいて、これはいけますよというチェックをしていただいて、それで、後日精算するというふうな形を取るとか、何かあまりにも今までいろんな県議会のことであったり、いろんな議会の中で、政務活動費の在り方、使い方によって、いろいろとそれが正当なのかということ、ぱっとマスコミ報道されてきてるんで、政務活動費自体が、何か形を変えた、おかしい議員の余分な収入みたいにとられてるから、それは議員としては心外な話やと僕は思うてます。そやけど、個人で管理がなかなかしにくい話。自分はこれはいけると思っても、いやというような、ほんで、使うてた後、あれになってしまうんであれば、そういうふうな、葛城市は葛城市としてきちっと、活動するためにこういう形を取ってやってるというんであれば、それは議員として活動するには必要なことやと思うんで、それは、また皆さんの知恵、いろいろな方々の知恵を借りて、実施するんであれば実施するで、市民の方々が、ああ、なるほど、葛城市はというふうな形を取れるのであれば、議員にとっては必要なことかなと僕は思います。

杉本委員長 ほか、何かございませんか。

西井委員。

西井委員 前回、基本条例を設立するとき、政務活動費というのは必要性ということは大体全員が一致したと。ただ、その必要な中で、ほかの市町村とか、県会議員とか、問題が多々出てきたと。そういう問題の中で、どのような方法を、基本条例を制定するのは急いでたということがあったから、若干、政務調査費をいただくというか、そういう形を利用させていただいたら、どういう正確さをするかとかいうことを考えた中で確かにやらなければ、訳の分からん切手代とかいうふうな話もあったし、また、その前に言ったら、沖縄のタクシー料金が東京の政務調査費に入ってるのかというの、そやから、これ、実際に私もそのときに委員長させてもうてたんかな。考えて、政務調査費というのは、現実言ったら、議員がその費用を使うかどうかについて、事務局に任せるとのこと自体が、やはり議会と議員と事務局という立場上から言ったら、また、役所の中の職員に任せるとかいうのは、そのときも考えてましたけど、非常に嫌なことは言いにくい状況の職員で、それをほんまにチェックできるんかという問題があるから、実際言うて、本当にそれするんやったら、その要綱をきちっと決めた中で、第三者である、例えば市の要綱で、このお金使うたらあきまへんと言えるような、例えば、市の顧問弁護士とか、そういうふうなところ、そしたら、使うお金いうて、そ

ういう検査機構のお金がかかり過ぎるのではないかと、いろんな熟知してたと。ところが、本来ならば、問題にならない要綱をきちっと作っという中で制度をやったとしたら、実際、内部で検査するのは非常に難しい問題が出てくるなど。そやから、それも含めたチェック機能が、これやったら使うてもよろしいわとかいうチェック機能やったら、そういうふうな方々に委託するとかいう形になったら、その費用が逆に政務調査費を使うよりも高くなるということも考えんなんしと。しかしながら、非常に問題になりにくい状況のチェック機能は、確かにそういうような方法なりを考えたら、一番適切にやれるのではないかとということも当時考えてたわけです。

しかしながら、どのようにしたらという要綱自体の決め方も、よほどきちっと考えて作らんかったら、弁護士であろうと、要綱を変えたらこれはオーケーになりますとかいうことになってきたら、弁護士に委託するにしたかて問題が出てくると。そやから、非常にその辺の問題の出ないような形の中で、当然必要なものは必要にできるということになったら、要綱も含めて、議員だけではなく、そういう参考意見も聞いた中で要綱を作った中で、ざるの要綱にならないようなことを考えていった中で進めるべき。また、結局、政務調査費というのは、隠れた議員の歳費やと言われないような形にしようと思ったら、復活しよう、そういうふうな形を新たに作ろうと思うたら、よほどその辺をしっかりと要綱作りしながら、また、そのチェック機能も、ほんまに議員の圧力に屈しにくい、屈する必要のないところとかいうことを考えれば、なかなか、人間関係ですので、事務局はそれ、嫌なことはあかんと言えという形で請け負いながら、実際そんな問題があるのではないかと考えておりますので、その辺できちっとできるようにして、将来的には、第2の歳費ではなく、議員の資質向上するためにも、勉強するための1つの制度やというのは、これは善意に解釈をした中で推進するべきやと。どこの市町村から、どこの住民から見ても、きちっとしたはるなど。逆にほかの市町村が政務調査費のやり方が、葛城市に視察に行って、どないしはりましたんというように聞かれるぐらいの形をした中で推進していくというのは、そこまでやれるような形にするのやったら、なかなか難しいけど、期間を置きながら、きちっとした中で実行できるようにするのがいいのではないかと。私の意見でございますが、そやから、私、前の委員長をさせてもうたとき、政務調査費の必要性ということで、必要性についてはゴーと。しかしながら、その辺まで決めていくのになかなか問題点があるから、ということで全員の意見も聞いた中で、部分的にはその辺の問題を危惧された先輩議員たちは、もうちょっと待つ方がいいんじゃないかとなったという経緯やと私は認識してるわけです。

以上でございます。

杉本委員長 ほか、何かございませんか。

梨本委員。

梨本委員 今、政務活動費の話が出てるんですけども、それも含めて、先ほどの研修の話もあって、私、共通の認識がない中で、各個人が個別に知ってらっしゃる知識の中でいろんなことをやっても、なかなか前向いて議論が進まなかったりすると思うんです。先ほどの研修のときも、少しそんなこともお伝えしようかと思いつつながら、まだ時期が早いかと思ったんですけ

れども、例えば、政務活動費であるならば、政務活動費とは本来どういうものであって、どういう使い方が全国的にはされてる。それプラス、どういった問題点があって、こういったところで炎上してるといいますか、問題が生じてるところを、我々全員が認識を共通した段階で、いや、葛城市の議員としても、これはぜひ必要だと、必要でないというところにつなげていくということがいいのではないかと思うんです。ですから、一度こういったことも研修の1つの材料として、かつ、私、外部の講師を呼んでくるということは、非常にこれは大事なことやと思うんです。ただ、今も西井委員から教えていただいたように、これが議会基本条例ができたときの経緯として、先輩方はこういうふうな思いで、そのときは政務活動費を取り上げなかったとかという歴史的なところも、ある程度先輩議員から教えといていただかないと、なかなかその辺が、我々も今の感覚だけでぱっとやってしまうと、やはりこれは歴史のある葛城市議会の中での1つの決定事項ということでの重みというのは薄れてしまうと思うんです。ですので、先ほどの研修もそうなんですけれども、外部講師を呼んできてやるのも1つですけれども、やはり内部の、例えば、この間20年表彰を受けられた西川議員であるとか、それから、議長の表彰を受けられてる下村議長とか、ある程度、我々の先輩議員が、講師という立場で後輩議員に指導と言ったらあれですけれども、歴史的な何かそういうことも伝える場も必要ではないかというふうに思ってます。すいません、踏み込み過ぎました。

以上です。

杉本委員長 ほか、ございませんか。

今、梨本委員おっしゃったみたいに、具体的に政務活動費、皆さん反対してるわけではないと思うんです。今の感じだったら。僕も間隔が空いてしまったので、次は具体的な例と、どういうやり方を、多分やり方の問題だと思うんです。その辺を、事務局お手数で、僕も調べてみますので、一度、金額もそうやし、受け方もそうやし、何とかというのも具体的に一遍皆さんに出ささせていただいて、それからもう一回お話しするというところでよろしいでしょうか。

増田委員。

増田委員 要するに、どなた様も一番懸念されるのは、チェック機能というところかなと思うんです。私、話聞いてて、監査委員の方がそういうチェックをされる、していただくことが可能なのかどうなのか。例えば、身近なところで言うたら。毎月、月例、来られてますので、プラス、そういうチェックもやってくれと。立場上、私、一番冷静な判断のできる身近なチェック機能かなと座ってて思いついたんで、また、そういうのも選択肢の1つとしてご検討いただいたらどうかと思います。

杉本委員長 ほかはございませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 そしたら、政務活動費については、そのように行わせてもらいたいと思います。

そのほかで何かありましたら。

川村委員。

川村委員 梨本委員が言われた話、私、すごく大事なことやなというのは、常々ずっと思っております。というのは、議会運営、1期も、2期も、今3期の方もいらっしゃいます。また、うんと先輩方が、今その間の方がいらっしゃらない状況です。時代に沿った議会ということも、当然確かにいろいろあると思うんです。例えばインターネット中継とか、そういった、今までにはできなかったことが今現実になってきているという。ただ、議員間討議という形で、その中でも、議員の自由闊達な意見を言い合うという、この基本条例の中にもあるように、私、理事者に、行政に対してチェック機能を果たすという役目の中で、大いに今まででも激しい議論があったんですけど、私は、一度、議会の在り方とかいうことを、自由に、昔はこうやっただから始まってもいいと思うんです。先ほど言われた、歴史的なものとか、先輩、後輩という、もちろん立場がありますし、1票は1票やという感覚で皆、議員に臨んでくるんですけども、とても大事なことが抜けてるなと思うようなことが、今までの私の議員生活の中でも思うことがありました。でも、それがけんか腰とかではなくて、本当に1人の議員として伝えていかないといけないこと。議員のこれまでの葛城市議会という、そういった1つの規律というか、今までずっと保たれてたものとかも含めて、本当にそういう意見を言い合うということも大事なことだと思います。

改めて、次の最終の役選がありますし、そういった機会を一度作って、もちろん事務局も、過去の事務局の方とは違う方が配置されて、今、例えば、お茶を自分で飲んで飲みましようとか、そういった新しい規律みたいなものもできました。私は、そういったことも、いいか悪いかという検証も含めて、一度そういう話をするのも1つかなというふうに思います。もちろん、外部の先生方が、本来の議会の在り方という研修はもちろん大事なんですけども、今、梨本委員が言われたので、私も、そういえばずっとそんなことを思ってたなというふうに思っています。伝えていってもらわないといけない。今その辺はちゃんとできてないのと違うかと、先輩議員たちが思われるようなことを含めて、後輩議員が、そういうこと、現場として学ぶことというのをしっかりこれから勉強していけたらいいなというふうに私は思っている1人ですので、本当に時間が、もし、そんなタイミングが作れるのであれば、ぜひとも、そんな話を1回やってみるのもいいのではないかと。議会が1つになって頑張っていけるのではないかとこのように思っておりますので、今、梨本委員がおっしゃられたので、私もずっと思ってたことを、議会改革とかではなくて、一度きちっと議会というものを、今までの議会の在り方というのを皆さんどう思ってるかということも意見を出し合うというような、これも一番大事な部分ではないかと思っておりますので、関連で意見として言わせていただきました。

杉本委員長 いい意見なんですけど、僕どうしたらええか。でも、今のお話も検討していただけるように、いい話やと思うんですけど、僕の手に残るような気がするので、その辺はまた相談させてもらって、ありがとうございます。

ほか、何かございませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 それでは、本日の意見を参考に、議会基本条例の条文内容につきましては、現状のままといたしますけども、今後も引き続き、議会改革に関する事項を協議検討していくこととし

たいと思いますが、皆さんご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

杉本委員長 ご異議なしと認め、そのように進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

調査案件(1)葛城市議会基本条例の検証等については以上といたします。

皆様、ありがとうございます。皆様のご意見、役選がありますので、次にバトンタッチできるよう、僕も頑張って、今のご意見を貴重なご意見として捉えたいと思います。ご協力いただき、早く終わりましたことを感謝いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

これをもって議会改革特別委員会を閉会いたします。

閉 会 午後2時23分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

議会改革特別委員会委員長

杉本 訓規